

甲賀市行政組織条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

多様化・複合化する市民ニーズや課題に対応し、組織力を最大化できる機能的な行政組織をめざして部局の新設等を行うため、関係条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 部の新設等に伴い、部の設置及び部の分掌事務に係る規定を改正します。

【第1条関係】

(2) 附属機関、対策本部等の庶務を処理する担当部局の名称を機構改編後の名称へ改めます。

【第2条～第7条関係】

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

【付則関係】